

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		屋外における火災予防に必要な措置の命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 3 条 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>根拠条項(消防法第3条第1項)の規定上明らかであるため。</p> <p>また、基準の認定に当たっては、事案ごとに周囲の事情を勘案して、具体的な危険又は支障について判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難である。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		